

平成 29 年 7 月

法改正による変更と誤植による訂正箇所をお知らせいたします。誤植については、お詫び申し上げます。これに伴い、【社労士V29年受験 横断・縦断超整理本】の記述を下記のように改めてください。

社労士V29年受験 横断・縦断超整理本 第1章改訂正表		
	訂正前	訂正後
P 54 エ	<p>エ 平成 <u>28</u> 年度の改定率の改定</p> <p>平成 28 年度の改定の基礎となる物価変動率は 0.8% (1.008)、名目手取り賃金変動率は ▲0.2% (0.998) となった。また、調整率は ▲0.7% (0.993) となった。</p> <p>物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動および調整率が 1 を下回る場合における改定率の改定については、新規裁定者・既裁定者のいずれも、改定の基準を「1」とすることが法律の例外規定で定められているが、平成 28 年度は、この要件に該当し、新規裁定者・既裁定者ともに、改定率が「0.999」とされた。調整期間における改定率の改定の基準は、本来は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率」であるが、上記により、平成 28 年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドは行われぬ。</p>	<p>エ 平成 <u>29</u> 年度の改定率の改定</p> <p>平成 29 年度の改定の基礎となる物価変動率は ▲0.1% (0.999)、名目手取り賃金変動率は ▲1.1% (0.989) となった。また、調整率は ▲0.5% (0.995) となった。</p> <p>調整期間における改定率の改定の基準は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率」であるが、平成 29 年度は、名目手取り賃金変動率・物価変動率がいずれも 1 を下回り、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るため、新規裁定者・既裁定者ともに、改定の基準が物価変動率 (0.999) とされたため、平成 29 年度の改定率は新規裁定者・既裁定者ともに、改定率はが「0.998」(=平成 28 年度の改定率(0.999)×0.999) とされた。</p> <p>なお、上記により、平成 29 年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドは行われぬ。</p>
P 80、P 81 問 1 問題・解説	平成 <u>28</u> 年度	平成 <u>29</u> 年度

・P82 ③ 国年法の図表を差し替えてください。

種 類	額 (平成 29 年)	額 (平成 30 年)
月額保険料	16,490 円 (16,900 円×0.976)	16,340 円 (16,600 円×0.967)
付加保険料	400 円	

・P84 ⑤ 徴収法の図表を差し替えてください。

種 類	率 等	
雇用保険率 ※1 (平成 29 年度)	一 般	9/1,000
	農林水産・清酒製造	11/1,000
	建 設	12/1,000

※1 負担割合

	二事業（事業主負担）	事業主	被保険者
一般の事業	3/1,000	3/1,000	3/1,000
特掲事業	3/1,000	4/1,000	4/1,000
建設の事業	4/1,000	4/1,000	4/1,000

社労士V29年受験 横断・縦断超整理本 第1章 改訂正表

	訂正前	訂正後
P87 国民年金法 前納	④1月前納（早割）と2年前納は口座振替に限定されている	④1月前納（早割）は口座振替に限定されている
P90 記憶ポイントの上	なお、平成28年中について、特例基準割合が1.8%であったため、年14.6%・年7.3%の割合は、それぞれ、年9.1%・年2.8%とされた。	なお、平成29年中について、特例基準割合が1.7%であったため、年14.6%・年7.3%の割合は、それぞれ、年9.0%・年2.7%とされた。
P94 [問2]	100分の55	100分の10
P97 上部の表下	※1 当分の間、これらの額の100分の55	※1 平成29～31年度まで、これらの額の100分の10

社労士V29年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表

	訂正前	訂正後
P209 注	受給資格期間の短縮（「25年」→「10年」）(※)については、年金機能強化法附則第1条～お知らせいたします。	受給資格期間の短縮（「25年」→「10年」）については、平成29年8月施行が決定し、対象者は10月から受給開始となります。
P245 ①60歳台前半の 在職老齢年金 表下	支給停止調整変更額 47万円 (平成28年度)	支給停止調整変更額 46万円 (平成29年度)
P245 ②60歳台後半の 在職老齢年金 表下	※支給停止調整額 47万円 (平成28年度)	※支給停止調整額 46万円 (平成29年度)

社労士V29年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P250 脱退一時金の額 差し替え	「基準月」が平成28年度にある場合) <u>48,780円</u> <u>97,560円</u> <u>146,340円</u> <u>195,120円</u> <u>243,900円</u> <u>292,680円</u>	「基準月」が平成29年度にある場合) <u>49,470円</u> <u>98,940円</u> <u>148,410円</u> <u>197,880円</u> <u>247,350円</u> <u>296,820円</u>

・P255 国民年金基金の合併・分割部分を下記のように差し替えてください。

国民年金基金	
合併	①吸収合併契約を締結 ②代議員の定数の2/3以上の多数による代議員会の議決 ③厚生労働大臣の認可が必要 (注) 地域型基金と職能型基金との吸収合併については、その地区が全国である地域型基金が吸収合併存続基金となる場合に限られる。
分割	①吸収分割契約を締結 ②代議員の定数の2/3以上の多数による代議員会の議決 ③厚生労働大臣の認可が必要 (注) 職能型基金が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部のうち、地域型基金の地区に係るものを当該地域型基金に承継させる場合に限られる。

社労士V29年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P257 支給額	(常時介護) <u>104,950</u> 円 <u>57,030</u> 円 (随時介護) <u>52,480</u> 円 <u>28,520</u> 円	(常時介護) <u>105,130</u> 円 <u>57,110</u> 円 (随時介護) <u>52,570</u> 円 <u>28,560</u> 円
P270 受給期間 表下	(注) 特定受給資格者及び特定理由離職者に係る「個別延長給付」の受給資格者は、さらに <u>60日間</u> （一部の者は <u>30日間</u> ）が加算される。	(注) 「個別延長給付」の受給資格者は、さらに最大で <u>120日間</u> （一部の者は <u>30日間</u> ）、「地域延長給付」の受給資格者は、さらに <u>60日間</u> （一部の者は <u>30日間</u> ）が加算される。

・P276 (4) 特定受給資格者又は一定の特定理由離職者の所定給付日数の図表を差し替えてください。(二重線枠内 改正)

離職時の年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満		<u>120日</u>	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		<u>150日</u>	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

(注) 特定理由離職者のうち「契約更新の…平成21年3月31日から平成34年3月31日までの間にある場合」に限り、所定給付日数が「特定受給資格者」と同様となる。

・P277 「個別延長給付」の部分を差し替えてください。

<p>個別延長給付 (24条の2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就職困難者以外の受給資格者のうち、特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者又は特定受給資格者であって、次の①～③のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準（以下「指導基準」という。）に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの ・就職困難者に該当する受給資格者であって、次の②に該当し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの <p>①心身の状況が厚生労働省令で定める基準に該当する者</p> <p>②雇用されていた適用事業が激甚災害法の規定により激甚災害の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法の規定により離職したものとみなされた者であって、政令で定める基準に照らして職業に就くことが特に困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者</p> <p>③ 雇用されていた適用事業が激甚災害その他の災害（厚生労働省令で定める災害に限る。）の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法の規定により離職したものとみなされた者（②に該当する者を除く。）</p>
<p>地域延長給付 (法附則5条)</p>	<p>受給資格に係る離職の日又は所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日が平成34年3月31日までの間にある受給資格者（就職困難者以外の受給資格者のうち特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び特定受給資格者に限る。）であって、厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの（個別延長給付を受けることができるものを除く。）</p>

・P277 下の図表の「個別延長給付」の部分を差し替えてください。

優先順位		受給期間の延長	延長日数の限度
1	個別延長給付	あり	最大で120日（一部の者は最大で30日）
	地域延長給付	あり	60日（一部の者は30日）※

社労士V29年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P286 求職活動支援費 申請期限	①指示を受けた日の翌日から起算して10日以内	①広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内
P287 一番下	(注) 特定受給資格者の他、…平成29年3月31日までの措置である。	(注) 特定受給資格者の他、…平成34年3月31日までの措置である。
P289 支給要件の右側 下から3分の1位	一般被保険者として雇用… (2か所あり)	一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用… (2か所あり)
P290 支給額の右側 中程	一般被保険者として雇用…	一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用…
P291 支給申請手続の 右側の中程	…を踏まえて記載した書面	…を踏まえて記載した職務経歴等記録書
P292 右側下から 4分の1位	一般被保険者として雇用…	一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用…

・P345 図表に追加してください。

5日以内	適用事業所該当届	
	適用事業所に該当しなくなった場合の届出	
	特定適用事業所該当届	厚生労働大臣又は健康保険組合
	●被保険者資格取得届	
	●被保険者資格喪失届	
	被保険者区分変更届	厚生労働大臣又は健康保険組合
	給付制限事由(刑事施設等への拘禁)該当・不該当の届	

・P349 図表に追加してください。

届出名	船舶所有者以外	船舶所有者
①特定適用事業所該当届	5日以内	—
②被保険者区分変更届		

社労士V29年受験 横断・縦断超整理本 第3章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P359 老齢福祉年金の 受給権者	8月11日～9月10日	8月12日～9月11日